習志野市建設工事成績評定要領

（目 的）

第１条　この要領は、市が発注する建設工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、もって工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定並びに指導及び育成を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領における用語の定義は、習志野市建設工事検査実施要綱（昭和４４年１０月訓令甲第５号）第２条に定める用語の定義による。

（評定の対象）

第３条　評定は、請負金額が１３０万円を超える建設工事について行うものとする。

（評定者）

第４条　評定は、総括監督員、主任監督員及び検査員の３名で行わなければならない。ただし、総括監督員が不在の場合は主任監督員がこれを代理して評定し、主任監督員が不在の場合は監督員がこれを代理して評定することができる。

（評定の時期等）

第５条　評定の時期は、完成検査及び出来形検査の時とする。

２ 主任監督員及び総括監督員は､評定結果及び所見等を工事成績評定表（完成・出来形）（別記第１号様式）に記載し､完成検査を実施する7日前までに工事検査担当課に提出するものとする。

（評定方法）

第６条　評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

２　工事成績の採点は、工事成績評定表(完成・出来形)（別記第１号様式）及び細目別評定点採点表（別記第１号様式の２）により行うものとする。

３　評定は、考査項目別運用表（小規模工事）（別紙－１）、考査項目別運用表（標準）（別紙－２）又は考査項目別運用表（公共建築工事）（別紙－３）に基づき、工事成績評定に関する留意事項（別紙－４）及び「施工プロセス」チェックリスト（別紙－５）を考慮した上で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり行うものとする。

(1)　土木工事等（土木工事及び土木工事に付帯する設備工事等）の評定 請負金額が１０００万円未満の工事については考査項目別運用表（小規模工事）を、請負金額が１０００万円以上の工事については考査項目別運用表（標準）を用いて各考査項目の評定を行う。

(2)　建築工事等（建築工事及び建築工事に付帯する設備工事等）の評定 考査項目別運用表

（公共建築工事）を用いて各考査項目の評定を行う。

４　工事における創意工夫及び社会性等については、受注者は当該工事における実施状況を創意工夫・社会性等に関する実施状況（別紙－６）を提出することができるものとする。

（採点方法）

第７条　工事成績の採点は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1)　評定点は、６５点に各考査項目の加減点より算出し、評定点計は以下の方法により算出する。

ア　出来形検査がなかった場合　主任監督員の評定点×０．４＋総括監督員の評定点×０．２＋検査員の評定点×０．４＝評定点計

イ　出来形検査を実施した場合　主任監督員の評定点×０．４＋総括監督員の評定点×０．２＋検査員の出来形検査の評定点×０．２＋検査員の完成検査の評定点×０．２

＝評定点計

(2)　出来形検査を２回以上実施した場合の検査員の評定点は、平均値で算出する。

(3)　評定点合計は整数(小数第１位を四捨五入)とする。

(4)　手直しを指示した場合、手直し前の状態で採点し、手直し後の評定は行わないものとする。

(5)　所見は、評定者全員が必ず記入するものとする。

（評定結果の受注者への通知）

第８条　工事検査担当課長は、完成検査終了後工事成績評定通知書（別記第２号様式）及び項目別評定表（別記第３号様式）を工事担当課に送付し、工事担当課から受注者に通知するものとする。

（成績評定点の修正）

第９条　引渡し後、瑕疵担保期間中に関係法令違反・事故等による瑕疵が判明したとき、又は当該評定を修正する必要があるときは、成績評定点を修正しその結果を当該工事の受注者に工事成績評定修正通知書(別記第４号様式)により通知するものとする。

（説明請求）

第１０条　第８条又は前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して１４日以内（「休日を含む。」）に工事成績評定の説明請求書（別記第５号様式）により、市長に評定の内容について説明を求めることができるものとする。

（説明請求書の提出）

第１１条　前条の請求書の提出先は、工事検査担当課とする。

（説明請求に対する回答）

第１２条　市長は、第１０条の請求書が提出されたときは、工事成績評定の説明請求に対する回答書(別記第６号様式)により速やかに回答するものとする。

（報 告）

第１３条　工事検査担当課長は、毎年度終了後に１年間の評定の結果を市長に報告しなければならない。

（補 則）

第１４条　この要領に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和４７年度建設工事から適用する。

附 則 昭和６０年４月　一部改正

附 則 平成２年４月　一部改正

附 則 平成３年１０月　一部改正

附 則 平成２１年４月　一部改正

附 則 平成２３年４月　一部改正

附 則 平成２８年４月　一部改正

附 則　令和４年１２月　一部改正

別記第1号様式　　　工事成績評定表(完成・出来形)　：(A4)　Excel　　(省略)

　　第1号様式の２　細目別評定点採点表　　　　　　：(A4)　Excel　　(省略)

第２号様式

　 第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

習志野市長

　　　　　　　　　　　( 公 印 省 略 )

工　事　成　績　評　定　通　知　書

習志野市建設工事成績評定要領第８条に基づき評定した結果を通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工　事　名 |  | | |
| 工 事 場 所 |  | | |
| 請 負 金 額 |  | | |
| 契 約 工 期 | 着工　　　　年　　　月　　　日  完成　　　　年　　　月　　　日 | | |
| 検　査　日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 工事担当課 |  | 検　査　員 |  |
| 監　督　員 |  | 評　定　点 |  |
| 総合評価項目  履行確認 | 履行・不履行・対象外 | | |
| 備　　考 |  | | |

※　この通知に質疑があるときは、この通知を受けた日から１４日以内に、

市長に説明を求めることができます。

第３号様式

項　目　別　評　定　表

工　事　番　号　：

工　　事　　名　：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 考　査　項　目 | 細　　別 | 評 定 点 | / | 満 点 |
| １　施工体制 | Ⅰ　施工体制一般 |  | / | 3.3点 |
| Ⅱ　配置技術者 |  | / | 4.1点 |
| ２　施工状況 | Ⅰ　施工管理 |  | / | 13.0点 |
| Ⅱ　工程管理 |  | / | 8.1点 |
| Ⅲ　安全対策 |  | / | 8.8点 |
| Ⅳ　対外関係 |  | / | 3.7点 |
| ３　出来形及び出来ばえ | Ⅰ　出来形 |  | / | 14.9点 |
| Ⅱ　品質 |  | / | 17.4点 |
| Ⅲ　出来ばえ |  | / | 8.5点 |
| ４　工事特性（加点のみ） | 施工条件等への対応 |  | / | 7.3点 |
| ５　創意工夫（加点のみ） | 創意工夫 |  | / | 5.7点 |
| ６　社会性等（加点のみ） | 地域への貢献等 |  | / | 5.2点 |
| ７　法令遵守等（減点のみ） | 工事事故等による減点 |  |  |  |
| 総合評価項目不履行による減点 |  |  |  |
| 評　定　点　合　計 | |  | / | 100点 |

注）端数処理の関係で考査項目ごとの合計と評定点合計が一致しない場合がある。

第４号様式　【評定点が修正された場合の書式】

　 第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

習志野市長

　　　　　　　　　　　( 公 印 省 略 )

工　事　成　績　評　定　修　正　通　知　書

　習志野市建設工事成績評定要領第９条に基づき再度評定した結果を通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工　事　名 |  |
| 工 事 場 所 |  |
| 請 負 金 額 |  |
| 契 約 工 期 | 着工　　　　年　　　月　　　日  完成　　　　年　　　月　　　日 |
| 完成検査日 | 年　　　月　　　日 |
| 当初評定点 | 点 |
| 修正評定点 | 点 |
| 備　　考 |  |

第５号様式

　 第　　　号

　　年　　月　　日

習志野市長　　　　　　　　　　　宛て

説明請求者名

工 事 成 績 評 定 の 説 明 請 求 書

　　　年　　月　　日付けにて通知がありました工事成績評定通知書について、習志野市建設工事成績評定要領第１０条に基づき下記のとおり説明請求します。

記

１　工事名

２　工事成績評定点

工事成績評定通知書（　　年　　月　　日 第　　号）による評定点

　　　　　　　　　　　　　点

（評定点が修正された場合）

工事成績評定修正通知書（　　年　　月　　日 第　　号）による修正評定点

　　　　　　　　　　　　　点

３　請求内容

第６号様式

第 　号

年 　月 　日

様

　　　　　　　　　　　習志野市長

（ 公 印 省 略 ）

工事成績評定の説明請求に対する回答書

年 月 日付けにて説明請求がありました工事成績評定について、習志野市建設工事成績評定要領第１２条に基づき下記のとおり回答します。

記

１　工事名

２　工事成績評定点

工事成績評定通知書（　　年　　月　　日 第　　号）による評定点

　　　　　　　　　　　　　点

（評定点が修正された場合）

工事成績評定修正通知書（　　年　　月　　日 第　　号）による修正評定点

　　　　　　　　　　　　　点

３　説明事由